

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査等の進め方に関する面談

2. 日 時：令和3年12月14日（火）9：00～10：00

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、前田安全規制調整官、来住管理官補佐、小多係長  
放射線防護グループ 放射線規制部門

伊藤安全管理調査官、中崎管理官補佐、市原管理官補佐、高島専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 奥田部長 他1名

バックエンド統括本部 室長 他1名

原子力科学研究部門 原子力科学研究所 部長

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 部長

#### 5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、資料に基づき、機構におけるRI法廃棄物の管理について説明があった。

これに対し、規制庁からは主に以下の点を指摘した。

- ・RI法第33条の2の規定（廃棄に係る特例）によって、原子炉等規制法における廃棄物とみなして処分するにあたり、当該廃棄物の処分の評価に必要となる核種は、埋設施設の設計等によって異なってくる可能性がある。立地場所が決まっていない現状では全ての評価対象核種を決めることは難しいかもしれないが、分かっている範囲で、機構の廃棄物受入れ基準に定め、日本アイソトープ協会（以下「RI協会」という。）や廃棄物発生者に早めに示し、それら核種の有無も含めたデータを取っておくことを促す必要がある。また、実際に機構に対して処分の委託をした事業者はいるのか。

- ・RI廃棄物の処理・処分に向けた具体的検討はRI協会と密に連携して進めるとともに、その検討状況については情報共有していただきたい。

これに対し、機構から、以下の回答があった。

- ・評価に必要な核種の選定については検討を始めたところであり、ご指摘のとおり引き続き進めていく。処分の委託については、委託の意思があるかという調査を実施している段階。
- ・RI協会とは今後も連携していく。また、RI廃棄物の処理・処分に向けた検討状況の共有についても了解した。

#### 6. 配付資料

資料 RI法廃棄物の管理に関する質問への回答

以上